**【改葬】の手続きについて**

**■改葬とは**

墓地に埋葬されている遺骨を他の墓地等に移すことを「改葬」といいます。

**■改装許可とは**

墓地、埋蔵等に関する法律、および、同法の施行規則により、改葬を行うには市区町村長の許可が必要です。この時発行されるのが「改葬許可証」です。

**■申請受付窓口**

**身延町役場　環境課（中富浄化センター）　℡0556-42-4814**

**■申請の流れ**

新しい墓地の管理者から「受入証明書」をもらってください。

（名称が違っても改葬先の墓地の管理者から受け入れの事実を証明できるものであれば、町の様式でなくても大丈夫です。墓地の使用許可証、使用料の領収書等）

１体につき１枚の改葬許可申請書を作成してください。

現在、埋葬されているお墓の管理者に、ご自分が作成した申請書に証明をもらってください。（お寺管理の墓地や、地区の共同墓地など、管理者は様々です。）

**身延町役場　環境課**へ申請書を提出してください。

持参するもの「受入証明書」「改葬許可申請書」「申請者の本人確認書類※」「印鑑」

※運転免許証、健康保険証、年金手帳など申請者の氏名、住所が確認できるもの

許可証を送付します。手数料は無料です。

※改葬先の市区町村役場の窓口での手続きは不要です。

許可書を持参し、現在の墓地から遺骨を取出し、新しい墓地へ埋葬してください。

**■その他**

○同一墓地内での改葬

同一墓地内で改葬する場合も、改葬許可申請が必要です。

○分骨について

焼骨の一部を別の墓地や納骨堂へ移す行為を分骨といいます。分骨は改葬とは異なり役場での許可申請の手続きは不要です。分骨は現在焼骨を埋葬している墓地等の管理者から「分骨証明書」を発行していただき、分骨先の管理者に提出し行ってください。

なお、火葬場（斎場）で火葬した後に分骨をする場合は、火葬場（斎場）で火葬の事実を称する書類の発行を受けてください。

改葬許可申請書の書き方

|  |  |
| --- | --- |
| 改葬許可申請書の項目 | 改葬許可申請書の項目に記載する内容 |
| 死亡者の本籍 | 死亡者が死亡した時の本籍を記載します。調査をしても不明な場合は「不詳」 |
| 死亡者の住所 | 死亡者が死亡した時の住所を記載します。調査をしても不明な場合は「不詳」 |
| 死亡者の氏名 | 死亡者の氏名を記載します。 |
| 死亡年月日 | 亡くなった年月日を記載します。不明であれば墓石に刻まれている日を記載してください。 |
| 埋葬または火葬の場所 | 死亡者が埋葬されている場所を記載します。 |
| 埋葬または火葬の年月日 | 死亡者を埋葬または火葬した年月日を記載します。不明であれば「不詳」 |
| 改葬の理由 | 改葬をする理由を記載します。 |
| 改葬の場所 | 改葬先の墓地等の所在地及び名称を記載します。 |
| 申請者 | この申請をする方の住所・氏名・電話番号・死亡者から見た申請者の続柄・現在遺骨のある墓地使用者と申請者の関係を記載します。 |
| 墓地管理者の証明 | 遺骨の埋葬されている墓地を管理している寺院等に証明してもらいます。管理者は申請内容に誤りがないことを承認し必要事項記載の上押印により証明します。 |
| 墓地使用者 | 申請者と、現在遺骨のある墓地等の使用者が異なる場合に記載します。 |

※１体につき１枚の申請書が必要です。

※わからない項目については、わかるところまで記載し、わからない箇所は「不詳」と記載します。